



月刊 こう食品法令 【2026年 5月号】

- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
:食品表示基準次長通知の改正について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第37講 個別
:凍り豆腐の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
:営業許可・届出制度について

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆「第15次食品表示基準の一部を改正する内閣府令に伴い、食品表示基準について(いわゆる「表示基準次長通知」)」が2026年4月1日に改正され、主にアレルギーと旧食品衛生法に由来する個別品目ごとの表示ルールの見直しに関する事項等が修正されています。
＜第40次改正＞(令和8年4月1日消食表第237号)

改正箇所の概要

■＜表示基準次長通知 改正 令和8年4月1日＞

- (1)食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー等、その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令が公布及び施行され、食品表示基準別表第14に「カシューナッツ」が追加されたことから、検査方法の追加等を行いました。
- (2)「ピスタチオ」を特定原材料に準ずるものに追加しました。
- (3)新たな品種に対応した遺伝子組換えダイズ検査法を追加するとともに、現行の検査法で利用できる検査機器の追加等を行いました。
- (4)食品表示基準の個別品目ごとの表示ルールの見直しを踏まえた改正(同基準別表第19に掲げる事項のうち「凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別」について、食品衛生法に基づく規格が適用される食品であることが分かるよう「冷凍食品である旨」の表示に近接した場所に表示する旨を追加)を行う等の所要の改正を行いました。

以上の四つが変更されています。

消費者庁HPの食品表示法等(法令及び一元化情報)の情報から作成

※続きはPage 1-2(会員)で記載しています。

第37講 凍り豆腐の表示について 【個別】

■凍り豆腐の表示

凍り豆腐につきましては、別表第5の名称規制以外、全ての個別ルールがあります。

食品の定義と表示事項については名称、原材料名、添加物、内容量、個別表示、表示の方法、禁止事項が規定されています。今回の見直しで、定義は現状維持、名称も定義に合わせ現状維持されました。その以外の原材料名と添加物、内容量、個別表示、表示の方法、禁止事項は横断的な基準に合わせる食品表示懇談会の方針に従い廃止されました。

■定義

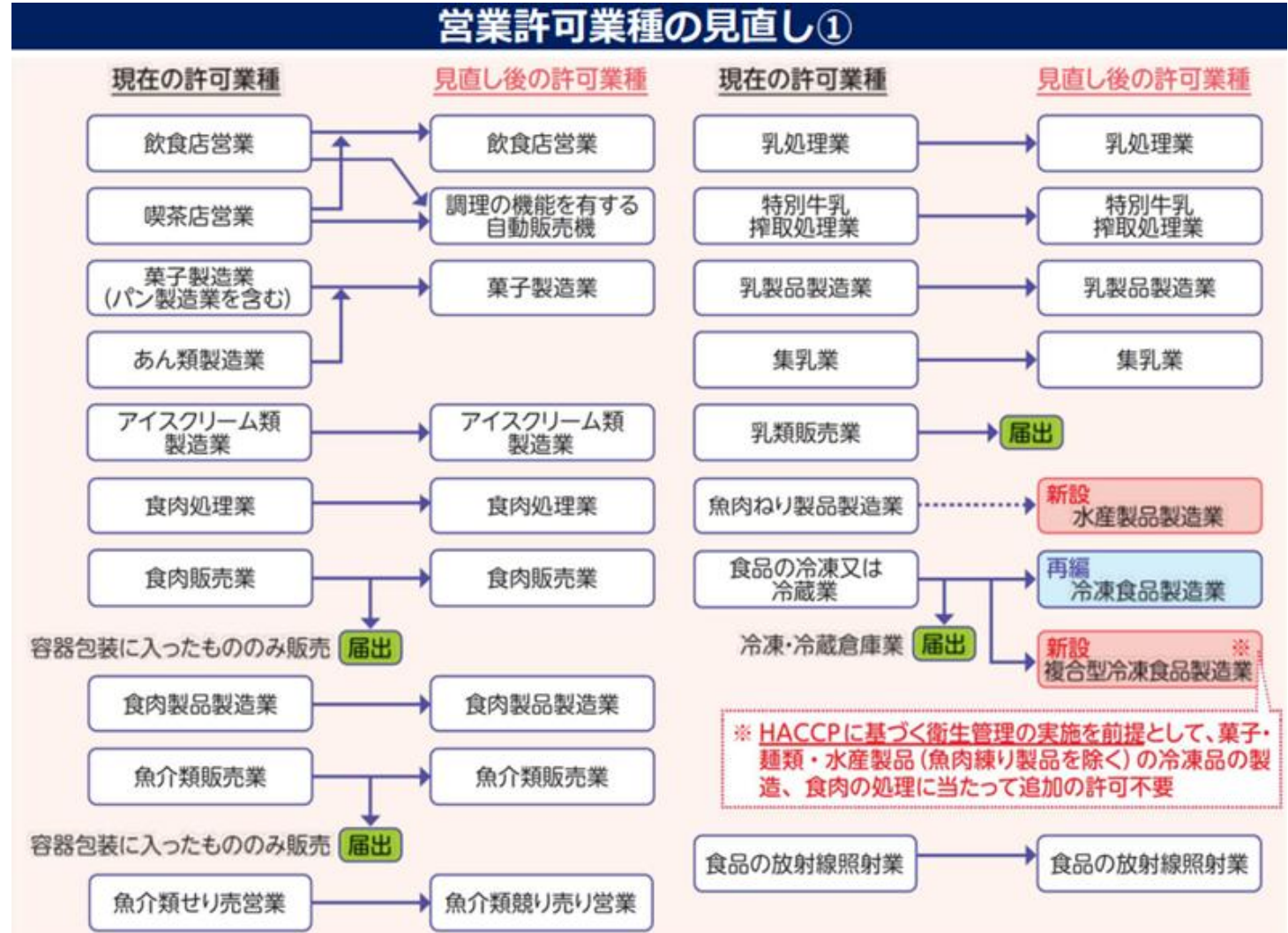
凍り豆腐は、**原材料として大豆のみを使用した豆腐を凍結、熟成、解凍、脱水、及び乾燥したもの（膨軟加工をしたものを含む。）**という定義があり、更にさいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの、それらに加えて調味料を添付したものを含めて凍り豆腐と定義されています。これらの定義は他の食品との区別を明確にしているため、現状維持とされました。

■名称については、「**凍り豆腐**」、「**こうや豆腐**」又は「**しみ豆腐**」と表示することになっています。それに加えて、切断したもの、粉末にしたもの及び割れたものにあつては、「さいの目」や「粉末」等その形状を、調味料を添付したものにあつては「調味料付き」と名称の後ろに括弧を付して表示します。なお、容器包装を通して中身が見える場合、形状の表示については省略できます。一般的な名称として消費者にも広く認知されているためこれらの「凍り豆腐」、「こうや豆腐」、「しみ豆腐」は現状維持されました。

■原材料名は、使用した原材料を重量割合の高いものから順に表示することとなっていますが、調味料を添付したものにあつては、豆腐部分と添付調味料部分を分けて書き、それぞれに括弧を付して原材料に占める重量割合の高いものから順に表示する規定となっています。また、添加物についても、凍り豆腐と添付調味料を分けて表示するという規定となっています。原材料名と添加物に関しては、横断ルールでも現行の食品表示と同様の表示ができるため、廃止されました。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

食中毒等のリスクや、規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえ、漬物製造業、水産食品製造業、液卵製造業等を新たな許可業種として設定（令和3年6月以降）



※ 解説はPage 3-2（会員）で記載しています。

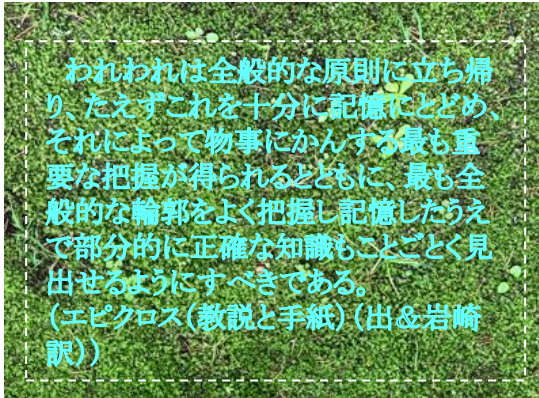
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。

2026年(令和8年)も実務に役立つ基本となる情報を発信して参ります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2026年 5号】



われわれは全般的な原則に立ち帰り、たえずこれを十分に記憶にとどめ、それによって物事にかんする最も重要な把握が得られるとともに、最も全般的な輪郭をよく把握し記憶したうえで部分的に正確な知識もことごとく見出せるようにすべきである。
(エピクロス(教説と手紙)(出&岩崎訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。